

石巻市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則

平成17年4月1日

規則第121号

(趣旨)

第1条 この規則は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）の施行に関し、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令（平成15年国土交通省令第15号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定建築物に係る届出)

第2条 省令第1項に規定する届出書は、特定建築物の省エネルギーの措置に関する（変更）届出書（様式第1号）とする。

2 前項の特定建築物の省エネルギーの措置に関する（変更）届出書には、省令第2項に規定する書類及び図面のほか、次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
配置図	方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における特定建築物の位置及び用途、届出に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	縮尺、方位、各室の用途及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び屋根の構造
断面図	階高、室の用途
エネルギー関係図	特定建築物に設置する空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機の系統図又は計画図並びに機器表（建築物の用途に応じたチェックに必要な図面）

(特定建築物に係る届出事項の変更の届出)

第3条 省令第3項の規定による変更の届出をしようとする者は、特定建築物の省エネルギー計画（変更）届出書に、省令第2項に規定する書類及び図面並びに前条第2項の表に掲げる図書のうち届出事項の変更に伴いその内容が変更されたものを添付しなければならない。

(身分証明書)

第4条 法第25条第6項の証明書（同条第4項の規定による立入検査に係るものに限る。）は、身分証明書（様式第2号）とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。